

砥部町地域おこし協力隊設置要綱

砥部町告示第 210 号

令和 3 年 10 月 14 日

（設置）

第 1 条 人口減少、高齢者等の進行が著しい本町において、町外からの人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、地域力の維持及び強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知）に基づき、砥部町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（協力隊の活動）

第 2 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 農林業の振興に関する活動
- (2) 観光業の振興に関する活動
- (3) 商工業の振興に関する活動
- (4) 移住・定住の促進に関する活動
- (5) 地域の活性化に関する活動
- (6) その他地域おこしに関し町長が必要と認めた活動

2 前項の規定に関わらず任用又は委嘱期間終了後も引き続き町に定住できるよう、就業又は起業を目指した活動に取り組むものとする。

（任用又は委嘱）

第 3 条 隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、町長が任用し、又は委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 総務省が定める地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表において、本町に転入した場合に特別交付税措置の対象となる区域に住所を有する者
- (3) 心身ともに健康で、地域協力活動に意欲と熱意を有し、積極的に活動できる者
- (4) 普通自動車運転免許を有する者または普通自動車運転免許を取得する意

思のある者

- (5) 隊員としての任用又は委嘱後に、町内に住民票を異動させることに同意できる者

2 前項の規定により任用又は委嘱された隊員は、速やかに本町へ住民票を異動させるものとする。

(身分)

第4条 隊員の身分は、次のいずれかとする。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「任用職員」という。）
- (2) 個別契約による受託者（以下「委嘱隊員」という。）

(任用期間又は委嘱期間)

第5条 隊員の任用期間又は委嘱期間は、原則1年とし、最長で任用又は委嘱の日から3年まで延長することができるものとする。

(解任又は解嘱等)

第6条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任用期間又は委嘱期間の途中であっても、これを解任し、又は解嘱することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、地域協力活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(勤務条件等)

第7条 任用職員の勤務時間、休暇等については、砥部町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年砥部町規則第8号）に定めるところによる。

(給与等)

第8条 任用職員の給与及び費用弁償については、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年砥部町条例第25号）に定めるところによる。

2 隊員の住居は、予算の範囲内で町が借り上げるものとする。ただし、隊員が自ら住宅を借り上げた場合は、予算の範囲内において当該住宅の家賃に対し補助するものとする。

3 隊員の活動に要する経費は、予算の範囲内で町が負担するものとする。

(報酬等)

第9条 委嘱隊員の服務、報酬、手当その他労働条件については、個別の契約により決定するものとする。

（報告）

第10条 隊員は、地域協力活動の実施状況について、町長に別に指示するところにより報告しなければならない。

（守秘義務）

第11条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（身分証明書）

第12条 隊員は、地域協力活動に従事するときは、砥部町地域おこし協力隊身分証明書（様式第1号）（以下「身分証明書」という。）を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明書は、他人に譲渡し、貸与し、又はこれを変更してはならない。

3 身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

4 隊員は、退任したとき、又は解嘱されたときは、直ちに町長に身分証明書を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 12 条関係）

（表）

砥部町地域おこし協力隊身分証明書	
写真	氏名
	生年月日
	上記の者は、砥部町地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
砥部町長	
印	

（裏）

注意事項
1 この身分証明書は、地域協力活動に従事するときには常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 この身分証明書は、他人に譲渡し、貸与し、又はこれを変更してはならない。
3 この身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届け出なければならない。
4 この身分証明書は、退任し、又は解嘱されたときは、直ちに町長に返還しなければならない。